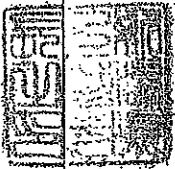


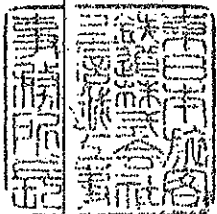
施行協定書

上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業及び
信越線脇野田駅付近移設事業に係る工事



上 越 市

東日本旅客鉄道株式会社



施行協定書

上越市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業及び信越線脇野田駅付近移設事業に係る工事（以下「工事」という。）の施行について、平成22年11月17日付で締結した「北陸新幹線上越（仮称）駅付近の周辺整備を行うための覚書」及び同日付で締結した「北陸新幹線上越（仮称）駅付近周辺整備を実施するための基本協定書」（以下「基本協定書」という。）の内容を踏まえ、基本協定書第4条第6項に基づき、以下のとおり協定を締結する。

（工事の位置、設計及び工程）

第1条 工事の位置及び設計は、別添図書のとおりとする。

2 工事の工程は、別紙工程表のとおりとする。

（工事の施行）

第2条 工事は、乙が施行するものとする。

（工事の費用及び負担）

第3条 乙が施行する工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙工事費概算額調書（計画予算書）のとおり総額概算3,131,029千円とし、全額甲が負担するものとする。

（年度協定）

第4条 甲及び乙は、各年度の工事の施行にあたっては、別途当該年度毎の工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障しないよう努めるものとする。

（設計の変更等）

第5条 工事の設計変更及び物価労賃の変動等により、工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲乙協議して処理するものとする。

（工事費の精算）

第6条 乙は、各年度及び工事しゅん功時の決算額を甲に通知するものとする。

2 甲は、乙からの通知に基づき、各年度の工事の出来形確認及びしゅん功時の工事完了確認を行うものとする。

3 乙は、前項の確認後、すみやかに工事費を精算するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第7条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の施行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

(財産所有権の帰属及び保守管理)

第8条 工事完了後の財産所有権の帰属及び保守管理については、別添財産区分図のとおりとする。

(工事の完了確認)

第9条 乙は、工事しゅん功後、速やかに甲と立会いのうえ、工事の完了確認を受けるものとする。

(用地の処理)

第10条 基本協定書第3条第3項に定める甲の用地約11,774㎡と、乙の用地約11,810㎡の交換については、等価交換するものとし、別途甲と乙の新潟支社長とで交換契約を締結するものとする。

2 乙は、鉄道施設のため必要となる甲の用地(別添用地処理図に青色で示す部分)約524㎡を無償で使用できるものとする。

3 甲は、前第1項に係る一切の登記を嘱託で行うものとし、乙は、手続きに必要な書類を甲に提出するものとする。

4 甲は、乙の工事施行上必要となる用地(別添用地処理図に茶色で示す部分)を、乙が工事期間中無償で使用できるよう工事着手までに確保するものとする。

(買取り等証明の交付)

第11条 甲は、前条第1項の契約締結時において租税特別措置法(昭和32年3月31日法律第26号)に定める「公共事業用資産の買取り等の証明書」を乙に交付するものとする。なお、鉄道施設についても同様の扱いとする。

(支障物件の移転等)

第12条 甲は、工事の施行に伴い支障となる第三者の施設物の移転等については、乙の工事着手前までに処理するものとする。

(撤廃物等の処理)

第13条 工事の結果発生する撤廃物は甲に帰属するものとし、別途乙が処分のうえ、その売却額をもって工事費により精算するものとする。

2 工事の施行上購入し、又は設備した物件で、工事しゅん功後残存するものについては、その売却額をもって工事費により精算するものとする。

(行政上の手続き)

第14条 工事の施行に伴い必要となる行政上の手続きは、原則として甲が処理するものとする。

ただし、鉄道事業法（昭和61年12月4日法律第92号）に規定する鉄道施設の変更については、乙が処理するものとする。

(損害の負担)

第15条 工事の施行に伴い生じた損害の負担については、乙の責めに帰する場合を除き、甲が処理するものとする。

(苦情等の処理)

第16条 工事の施行に伴う第三者からの苦情等については、乙の責めに帰する場合を除き、甲が処理するものとする。

(その他)

第17条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証としてこの協定書2通を作成し、甲乙おのおの押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 24 年 3 月 6 日

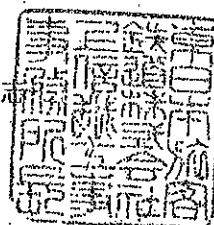
甲 上 越 市 長

村 山 秀 幸



乙 東日本旅客鉄道株式会社
上信越工事事務所長

笠 井 高 志



工 程 表

項 目	平成23年度				平成24年度				平成25年度				平成26年度				記 事	
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期		第4四半期
工 事																		
付 帯																		

鐵 道 施 設

工事費概算額調書

(計画予算書)

(単位:千円)

項 目		総 額	記 事
鉄道施設	工事	1,297,700	
	土木・軌道工事	1,297,700	
	建築・機械工事	675,000	
	電気工事	934,559	
	工事費計	2,907,259	
	工事付帯	100,770	
	小 計	3,008,029	
管 理 費	123,000		
合 計	3,131,029		

費用負担区分

甲	3,131,029	
乙	0	

2020年7月25日
 2020年7月25日